

平成27年3月市議会定例会 提出議案

議案種別	件数(件)
予算議案	28
条例議案	19
一般議案	5
補正予算議案	10
合計	62

平成27年3月市議会定例会 提出議案件名

番号	件名	提出局
1	平成27年度北九州市一般会計暫定予算について	財政局
2	平成27年度北九州市国民健康保険特別会計暫定予算について	
3	平成27年度北九州市食肉センター特別会計暫定予算について	
4	平成27年度北九州市卸売市場特別会計暫定予算について	
5	平成27年度北九州市渡船特別会計暫定予算について	
6	平成27年度北九州市競輪、競艇特別会計暫定予算について	
7	平成27年度北九州市土地区画整理特別会計暫定予算について	
8	平成27年度北九州市土地区画整理事業清算特別会計暫定予算について	
9	平成27年度北九州市港湾整備特別会計暫定予算について	
10	平成27年度北九州市公債償還特別会計暫定予算について	
11	平成27年度北九州市住宅新築資金等貸付特別会計暫定予算について	
12	平成27年度北九州市土地取得特別会計暫定予算について	
13	平成27年度北九州市駐車場特別会計暫定予算について	
14	平成27年度北九州市母子父子寡婦福祉資金特別会計暫定予算について	
15	平成27年度北九州市産業用地整備特別会計暫定予算について	
16	平成27年度北九州市廃棄物発電特別会計暫定予算について	
17	平成27年度北九州市漁業集落排水特別会計暫定予算について	
18	平成27年度北九州市介護保険特別会計暫定予算について	
19	平成27年度北九州市空港関連用地整備特別会計暫定予算について	

番号	件名	提出局
20	平成27年度北九州市学術研究都市土地区画整理特別会計暫定予算について	財政局
21	平成27年度北九州市臨海部産業用地貸付特別会計暫定予算について	
22	平成27年度北九州市後期高齢者医療特別会計暫定予算について	
23	平成27年度北九州市市民太陽光発電所特別会計暫定予算について	
24	平成27年度北九州市上水道事業会計暫定予算について	
25	平成27年度北九州市工業用水道事業会計暫定予算について	
26	平成27年度北九州市交通事業会計暫定予算について	
27	平成27年度北九州市病院事業会計暫定予算について	
28	平成27年度北九州市下水道事業会計暫定予算について	
29	北九州市行政手続条例の一部改正について	総務 企画局
30	北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	
31	北九州市手数料条例の一部改正について	財政局
32	北九州市地域の元気臨時交付金基金条例の廃止について	
33	北九州市芸術文化施設条例の一部改正について	市民文化 スポーツ局
34	北九州市介護保険条例等の一部改正について	保 健 福祉局
35	北九州市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準等に関する条例の一部改正について	
36	北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	子ども 家庭局
37	北九州市保育の実施に関する条例の廃止について	
38	北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	産 業 経済局
39	北九州市道路占用料徴収条例の一部改正について	建設局

番号	件名	提出局
40	北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正について	建設局
41	北九州市普通河川管理条例の一部改正について	
42	北九州市準用河川占用料等徴収条例の一部改正について	
43	北九州市土地利用審査会条例の一部改正について	建築都市局
44	北九州市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	上下水道局
45	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例について	教育委員会
46	北九州市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例等に関する条例について	
47	北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	
48	若松競艇場東スタンド棟改修工事請負契約締結について	契約室
49	若松競艇場東スタンド棟改修機械工事請負契約締結について	
50	市有地の処分について	港湾空港局
51	損害賠償の額の決定及び和解について	病院局
52	包括外部監査契約締結について	監査事務局
53	平成26年度北九州市一般会計補正予算について	財政局
54	平成26年度北九州市国民健康保険特別会計補正予算について	
55	平成26年度北九州市競輪、競艇特別会計補正予算について	
56	平成26年度北九州市土地区画整理特別会計補正予算について	
57	平成26年度北九州市港湾整備特別会計補正予算について	
58	平成26年度北九州市公債償還特別会計補正予算について	
59	平成26年度北九州市産業用地整備特別会計補正予算について	

番号	件名	提出局
60	平成26年度北九州市学術研究都市土地区画整理特別会計補正予算について	財政局
61	平成26年度北九州市臨海部産業用地貸付特別会計補正予算について	
62	平成26年度北九州市下水道事業会計補正予算について	

No.	件名	要旨
平成 27 年度 暫 定 予 算 規 模	区分	予算総額
	一般会計	1,753億8,900万円
	特別会計	1,239億2,325万円
	企業会計	330億8,372万円
	合計	3,323億9,597万円
1	平成27年度北九州市 一般会計 暫定予算について	予算額 1,753億8,900万円
2	平成27年度北九州市 国民健康保険 特別会計暫定予算について	予算額 340億5,300万円
3	平成27年度北九州市 食肉センター 特別会計暫定予算について	予算額 1億5,150万円
4	平成27年度北九州市 卸売市場 特別会計暫定予算について	予算額 1億4,840万円

No.	件名	要旨
5	平成 27 年度北九州市 渡船 特別会計暫定予算について	予算額 8,350 万円
6	平成 27 年度北九州市 競輪、競艇 特別会計暫定予算について	予算額 306 億 7,200 万円
7	平成 27 年度北九州市 土地区画整理 特別会計暫定予算について	予算額 5 億 9,200 万円
8	平成 27 年度北九州市 土地区画整理事業清算 特別会計暫定予算について	予算額 3 万円
9	平成 27 年度北九州市 港湾整備 特別会計暫定予算について	予算額 17 億 1,300 万円
10	平成 27 年度北九州市 公債償還 特別会計暫定予算について	予算額 274 億 9,900 万円
11	平成 27 年度北九州市 住宅新築資金等貸付 特別会計暫定予算について	予算額 50 万円

No.	件名	要旨
12	平成 27 年度北九州市 土地取得 特別会計暫定予算について	予算額 9 億 4,160 万円
13	平成 27 年度北九州市 駐車場 特別会計暫定予算について	予算額 1 億 300 万円
14	平成 27 年度北九州市 母子父子寡婦福祉資金 特別会計暫定予算について	予算額 1 億 3,700 万円
15	平成 27 年度北九州市 産業用地整備 特別会計暫定予算について	予算額 11 億 7,700 万円
16	平成 27 年度北九州市 廃棄物発電 特別会計暫定予算について	予算額 5 億 4,400 万円
17	平成 27 年度北九州市 漁業集落排水 特別会計暫定予算について	予算額 1 億 950 万円
18	平成 27 年度北九州市 介護保険 特別会計暫定予算について	予算額 225 億 4,900 万円

No.	件名	要旨
19	平成 27 年度北九州市 空港関連用地整備 特別会計暫定予算について	予算額 2 万円
20	平成 27 年度北九州市 学術研究都市土地区画整理 特別会計暫定予算について	予算額 16 億 9,600 万円
21	平成 27 年度北九州市 臨海部産業用地貸付 特別会計暫定予算について	予算額 1 億 2,280 万円
22	平成 27 年度北九州市 後期高齢者医療 特別会計暫定予算について	予算額 16 億 2,600 万円
23	平成 27 年度北九州市 市民太陽光発電所 特別会計暫定予算について	予算額 440 万円
24	平成 27 年度北九州市 上水道 事業会計暫定予算について	予算額 88 億 7,220 万円
25	平成 27 年度北九州市 工業用水道 事業会計暫定予算について	予算額 7 億 2,116 万円

No.	件名	要旨
26	平成 27 年度北九州市 交通 事業会計暫定予算について	予算額 5 億 1,481 万円
27	平成 27 年度北九州市 病院 事業会計暫定予算について	予算額 74 億 1,897 万円
28	平成 27 年度北九州市 下水道 事業会計暫定予算について	予算額 155 億 5,658 万円

N o
2 9

北九州市行政手続条例の一部改正について

(総務企画局総務部総務課)

行政手続法の一部改正に伴い、行政指導の中止等を求める手続等について同法と同様の措置を講じるため、関係規定を改めるもの

1 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、当該権限を行使し得る根拠を示さなければならないことを定める。(第33条関係)

2 法令又は条例等に違反する行為の是正を求める行政指導(その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。)の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができることを定める。(第34条の2関係)

3 何人も、法令又は条例等に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導(その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。)がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができることを定める。(第34条の3関係)

4 施行期日

平成27年4月1日

N o
3 0

北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

(総務企画局人事部給与課)

他の地方公共団体の職員の給与等を考慮し、教員特殊業務手当の改定を行うため、関係規定を改めるもの

1 教員特殊業務手当の改定（別表関係）

区 分	現 行	改正後
学校の管理下において行う非常災害時の緊急業務で生徒若しくは幼児の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務	6, 4 0 0 円	8, 0 0 0 円
学校の管理下において行う非常災害時の緊急業務で生徒若しくは幼児の負傷、疾病等に伴う緊急の業務又は生徒に対する緊急の補導業務	6, 0 0 0 円	7, 5 0 0 円
修学旅行、林間学校、臨海学校等において生徒又は幼児を引率して行う指導業務で泊を伴うもの	3, 4 0 0 円	4, 2 5 0 円
教育委員会が定める対外運動競技等において生徒又は幼児を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は週休日等に行うもの	3, 4 0 0 円	4, 2 5 0 円
学校の管理下において行われる部活動における生徒に対する指導業務で週休日等に行うもの	2, 4 0 0 円	3, 0 0 0 円

2 施行期日

公布の日

N o
3 1

北九州市手数料条例の一部改正について

(財政局財務部財政課)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正等に伴い、高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の申請に対する審査に係る手数料を新設する等のため、関係規定を改めるもの

1 手数料の新設（別表関係）

(1) 高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の申請に対する審査等に係る手数料の新設

手数料を徴収する事務	金額
高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の申請に対する審査等	1件につき2,000円～ 29,000円

(2) 岩石等の採取計画の認可の申請に対する審査等に係る手数料の新設

手数料を徴収する事務	金額
岩石採取計画の認可の申請に対する審査等	1件につき33,000円 ～52,000円
砂利採取計画の認可の申請に対する審査等	1件につき17,000円 ～37,700円

2 手数料の改正（別表関係）

(1) 建築確認に係る手数料の改正

建築確認に係る手数料の金額には、構造計算適合性判定に係る経費を含めないこととする。

(次頁に続く)

(続き)

- (2) 長期優良住宅建築等計画の認定等に係る手数料の改正
登録住宅性能評価機関による住宅性能評価書を用いた認定等を行う場合の手数料の金額を定める。

区分	金額
一戸建ての住宅	1件につき15,000円
共同住宅等	1件につき62,000円～ 1,442,000円を認定を申請しようとする住宅の数で除して得た金額

3 条例に引用する法律の題名の改正 (別表関係)

現行	改正後
<u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定に基づく飼養の登録等</u>	<u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定に基づく飼養の登録等</u>

4 施行期日

- 1 (1)、(2)及び2(2)は、平成27年4月1日
- 2(1)は、平成27年6月1日
- 3は、平成27年5月29日

No 32	北九州市地域の元気臨時交付金基金条例の廃止について <p style="text-align: right;">(財政局財務部財政課)</p>
<p>北九州市地域の元気臨時交付金基金を廃止するため、北九州市地域の 元気臨時交付金基金条例を廃止するもの</p> <p>1 廃止する条例 北九州市地域の元気臨時交付金基金条例</p> <p>2 施行期日 平成27年4月1日</p>	

N o
3 3

北九州市芸術文化施設条例の一部改正について

(市民文化スポーツ局文化スポーツ部文化政策課)

北九州市立八幡市民会館を廃止するため、関係規定を改めるもの

1 市民会館の廃止（別表第1関係）

名称	位置
北九州市立八幡市民会館	北九州市八幡東区尾倉二丁目 6番5号

2 施行期日

平成28年4月1日

No
34

北九州市介護保険条例等の一部改正について

(保健福祉局地域支援部介護保険課)

介護保険法の一部改正等に伴い、介護保険料率を改定する等のため、関係規定を改めるもの

1 北九州市介護保険条例の一部改正

(1) 平成27年度から平成29年度までの各年度における介護保険料率の設定(第10条関係)

区分	保険料率
(1) 令第39条第1項第1号に掲げる者	34,200円
(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者	47,880円
(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者	51,300円
(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者	61,560円
(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者	68,400円
(6) 次のいずれかに該当する者 ア 合計所得金額が120万円未満 イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの	78,660円
(7) 次のいずれかに該当する者 ア 合計所得金額が120万円以上160万円未満 イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの	82,080円
(8) 次のいずれかに該当する者 ア 合計所得金額が160万円以上190万円未満 イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの	85,500円
(9) 次のいずれかに該当する者 ア 合計所得金額が190万円以上300万円未満 イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの	102,600円
(10) 次のいずれかに該当する者 ア 合計所得金額が300万円以上400万円未満 イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの	119,700円
(11) 次のいずれかに該当する者 ア 合計所得金額が400万円以上600万円未満 イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの	136,800円
(12) 前各号のいずれにも該当しない者	143,640円

(次頁に続く)

(続き)

(2) 介護保険料の減額賦課 (第10条関係)

所得の少ない者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、別に市長が定める。

2 北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正
条例に引用する介護保険法の規定の条項ずれに伴う改正 (別表第4関係)

現行	改正後
第8条の2第9項	第8条の2第7項

3 北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正

複合型サービスの名称変更に伴う規定の整備 (別表第1—別表第3関係)

現行	改正後
複合型サービス	看護小規模多機能型居宅介護

4 施行期日

平成27年4月1日

<p>N o 3 5</p>	<p>北九州市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準等に関する条例の一部改正について (保健福祉局保健医療部生活衛生課)</p>
<p>食品関係の事業者が公衆衛生上講ずべき措置の基準として、新たに危害分析・重要管理点方式を用いた基準を定める等のため、関係規定を改めるもの</p> <p>1 新たに規定する基準（別表第1関係） 危害分析・重要管理点方式を用いた基準</p> <p>2 危害分析・重要管理点方式を用いない基準の拡充（別表第1の2関係）</p> <p>（1）食品関係の事業者のうち食品等を製造し、加工し、又は輸入するものは、当該食品等による異味又は異臭の発生、異物の混入その他の苦情であって、健康被害につながるおそれが否定できないものを受けたときは、直ちに保健所長に報告することとする。</p> <p>（2）ノロウイルスによる食中毒対策として、おう吐物等に汚染された可能性のある食品を廃棄する等の適切な処理を行うこととする。</p> <p>3 施行期日 平成27年4月1日</p>	

No 36	北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について <div style="text-align: right;">(子ども家庭局子ども家庭部保育課)</div>
----------	-------------------------------------------------------------------------------------------------

北九州市立修多羅保育所を廃止する等のため、関係規定を改めるもの

1 保育所の廃止（別表第1関係）

名 称	位 置
北九州市立修多羅保育所	北九州市若松区山手町5番6号

2 保育所の使用料の設定（別表第2関係）

使用料	備考
子ども・子育て支援法第27条第3項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額	使用料は、毎月末日までに納入すること。

3 施行期日

平成27年4月1日

No 37	北九州市保育の実施に関する条例の廃止について (子ども家庭局子ども家庭部保育課)
<p>子ども・子育て支援法の施行等に伴い、北九州市保育の実施に関する条例を廃止するもの</p> <ol style="list-style-type: none">1 廃止する条例 北九州市保育の実施に関する条例2 施行期日 平成27年4月1日	

No 38	北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について (産業経済局農林水産部総合農事センター)
----------	--------------------------------------------------------------

農事センターの観賞大温室及び木工室を廃止するため、関係規定を改めるもの

1 農事センターの事業の変更（別表第1関係）

現 行	改 正 後
講習会の開催、試験研究ほ場及び観賞大温室の運営、家畜飼養等の事業を行うことにより農業の振興発展に寄与するとともに市民に開放して農業知識の普及向上を図る。	講習会の開催、試験研究ほ場の運営、家畜飼養等の事業を行うことにより農業の振興発展に寄与するとともに市民に開放して農業知識の普及向上を図る。

2 農事センターの観賞大温室及び木工室の使用料に係る規定を削る。（別表第2関係）

3 施行期日

平成27年4月1日

N o
3 9

北九州市道路占用料徴収条例の一部改正について

(建設局総務部管理課)

道路占用料の適正化を図るため、関係規定を改めるもの

1 道路占用料の改定（主なもの）（別表第1関係）

占用物件	現行	改正後
柱（電柱、電話柱その他の柱） （1本につき1年）	110～2,600円	80～1,900円
電線（長さ1mにつき1年）	7～12円	5～8円
変圧塔及び公衆電話所（1個につき1年）	2,300円	1,600円
郵便差出箱及び信書便差出箱 （1個につき1年）	950円	670円
水管、下水道管、ガス管その他の管類（長さ1mにつき1年）	47～1,400円	34～960円
看板（一時的に設けるもの） （表示面積1㎡につき1月）	730円	320円
添加広告（1個につき1年）	5,100～6,600円	2,200～2,900円

ただし、平成28年3月31日までの間は、引下げ幅を2分の1とする経過措置を設け、段階的な引下げとする。

2 施行期日

平成27年4月1日

No 40	北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正について (建設局公園緑地部公園管理課)
----------	---------------------------------------------------------------

都市公園の占用料の適正化を図る等のため、関係規定を改めるもの

1 都市公園の占用料の改定（主なもの）（別表第1関係）

種別	現行	改正後
電柱類（1本につき1年）	1,300～2,600円	900～1,900円
電線（1mにつき1年）	7～12円	5～8円
鉄塔（1㎡につき1年）	2,300円	1,600円
地下埋設管（1mにつき1年）	47～1,400円	34～960円
工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設及び土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場（1㎡につき1日）	70円	32円

ただし、平成28年3月31日までの間は、引下げ幅を2分の1とする経過措置を設け、段階的な引下げとする。

2 北九州市営折尾駅前駐車場の廃止（別表第4の2関係）

名称	位置
北九州市営折尾駅前駐車場	北九州市八幡西区折尾四丁目8番

3 施行期日

1は、平成27年4月1日

2は、規則で定める日

No
41

北九州市普通河川管理条例の一部改正について

(建設局河川部河川整備課)

普通河川占用料等の適正化を図るため、関係規定を改めるもの

1 流水占用料の改定（主なもの）（別表関係）

種別	現行	改正後
鉱工業用その他に供するもの（占用許可水量毎秒1リットルにつき1年）	5,250円	5,400円

2 土地占用料の改定（主なもの）（別表関係）

種別	現行	改正後
電柱（1本につき1年）	110～2,600円	80～1,900円
管類及び電らん類（長さ1mにつき1年）	47～1,400円	34～960円
通路その他これに類するもの（占有面積1平方メートルにつき1年）	1,800～3,700円	1,600円

ただし、平成28年3月31日までの間は、引下げ幅を2分の1とする経過措置を設け、段階的な引下げとする。

3 土石採取料の改定（別表関係）

種別	現行	改正後
土砂等（1立方メートル）	111～223円	114～229円

4 施行期日

平成27年4月1日

No
42

北九州市準用河川占用料等徴収条例の一部改正について

(建設局河川部河川整備課)

準用河川占用料等の適正化を図るため、関係規定を改めるもの

1 流水占用料の改定（主なもの）（別表関係）

種別	現行	改正後
鉱工業用その他に供するもの（占用許可水量毎秒1リットルにつき1年）	5,250円	5,400円

2 土地占用料の改定（主なもの）（別表関係）

種別	現行	改正後
電柱（1本につき1年）	110～2,600円	80～1,900円
管類及び電らん類（長さ1mにつき1年）	47～1,400円	34～960円
通路その他これに類するもの（占有面積1平方メートルにつき1年）	1,800～3,700円	1,600円

ただし、平成28年3月31日までの間は、引下げ幅を2分の1とする経過措置を設け、段階的な引下げとする。

3 土石採取料の改定（別表関係）

種別	現行	改正後
土砂等（1立方メートル）	111～223円	114～229円

4 施行期日

平成27年4月1日

N o
4 3

北九州市土地利用審査会条例の一部改正について

(建築都市局計画部都市計画課)

国土利用計画法の一部改正による担任事項の追加等に伴い、関係規定を改めるもの

1 審査会の委員の定数に係る規定の追加（第2条関係）

審査会は、委員7人で組織する。

2 審査会の委員の定数の変更（第2条関係）

改正前	改正後
7人	5人

3 審査会の会議に係る規定の追加（第5条関係）

規制区域の指定若しくは指定の解除又はその区域の減少に係る確認の議決は、委員総数の過半数をもって決する。

4 審査会の定足数の改正（第5条関係）

現行	改正後
会長及び3人以上の委員	会長を含む過半数の委員

5 施行期日

1 は、公布の日

2 及び4 は、平成28年12月23日

3 は、平成27年4月1日

No 44	北九州市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について (上下水道局海外・広域事業部広域事業課)
----------	--------------------------------------------------------------------

水道用水供給事業の給水対象を変更する等のため、関係規定を改めるもの

1 水道用水供給事業の経営の規模の改正（第3条関係）

区分	現行	改正後
給水対象	古賀市、新宮町、香春町及び宗像地区事務組合	古賀市、新宮町、 <u>岡垣町</u> 、香春町及び宗像地区事務組合
1日最大給水量	2万1,000立方メートル	2万3,000立方メートル

2 施行期日
公布の日

<p>N o 4 5</p>	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例について (教育委員会総務部総務課)</p>
<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例を整備等するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 北九州市職員退職手当支給条例の一部改正 条例の適用の対象となる一般職の職員から教育委員会教育長を除く旨の規定を削る。(第1条関係) 2 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正 教育委員会委員長の報酬に係る規定を削る。(別表関係) 3 市長等の給与に関する条例の一部改正 <ol style="list-style-type: none"> (1) 条例の適用の対象となる職員に教育委員会教育長を加える。(第1条関係) (2) 教育委員会教育長の給料月額を83万円とすることを定める。(別表関係) 4 市長等の退職手当に関する条例の一部改正 <ol style="list-style-type: none"> (1) 条例の適用の対象となる職員に教育委員会教育長を加える。(第1条関係) (2) 教育委員会教育長の退職手当の支給割合を100分の21とすることを定める。(第3条関係) <p style="text-align: right;">(次頁に続く)</p>	

(続き)

- 5 北九州市教育委員会の委員の定数を定める条例の一部改正
委員の定数の変更（本則関係）

現 行	改正後
6 人	5 人

- 6 スポーツ及び文化に関する事務を管理し、及び執行する機関に関する条例の一部改正

条例に引用する地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定の条項ずれに伴う改正（本則関係）

現 行	改正後
第 2 4 条の 2 第 1 項	第 2 3 条第 1 項

- 7 北九州市教育委員会教育長の給与等に関する条例の廃止

- 8 施行期日

平成 2 7 年 4 月 1 日

<p>N o 4 6</p>	<p>北九州市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例等に関する条例について</p> <p style="text-align: right;">(教育委員会総務部総務課)</p>
<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例等を定めるもの</p> <p>1 教育委員会教育長の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第5項の規定による職務に専念する義務の特例及び勤務時間その他の勤務条件については、法令その他別に定めがあるものを除くほか、北九州市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例及び北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の適用を受ける職員の例による。この場合において、任命権者が行うこととされている服務又は勤務に関する承認、命令その他の行為は、教育委員会が行うものとする。</p> <p>2 施行期日 平成27年4月1日</p>	

No
47

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

(教育委員会総務部企画課)

小学校を新設するため、関係規定を改めるもの

1 小学校の新設（別表第1関係）

名称	位置
北九州市立ひびきの小学校	北九州市若松区大字塩屋73 9番地3

2 施行期日

平成29年4月1日

No 49	若松競艇場東スタンド棟改修機械工事請負契約締結について <div style="text-align: right;">(契約室契約課)</div>												
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; vertical-align: top;">1</td> <td style="width: 20%; vertical-align: top;">契約金額</td> <td style="vertical-align: top;">7億2,144万円</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">2</td> <td style="vertical-align: top;">契約方法</td> <td style="vertical-align: top;">一般競争入札</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">3</td> <td style="vertical-align: top;">工 期</td> <td style="vertical-align: top;">契約締結の日から450日間</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">4</td> <td style="vertical-align: top;">契約の相手方</td> <td style="vertical-align: top;">北九州市小倉北区片野三丁目14番8号 菱熱・九州機電建設工事共同企業体</td> </tr> </table>	1	契約金額	7億2,144万円	2	契約方法	一般競争入札	3	工 期	契約締結の日から450日間	4	契約の相手方	北九州市小倉北区片野三丁目14番8号 菱熱・九州機電建設工事共同企業体
1	契約金額	7億2,144万円											
2	契約方法	一般競争入札											
3	工 期	契約締結の日から450日間											
4	契約の相手方	北九州市小倉北区片野三丁目14番8号 菱熱・九州機電建設工事共同企業体											

No 50	市有地の処分について (港湾空港局港営部立地促進課)
<p>若松区響町二丁目に所在する市有地を発電所用地として売り払うもの</p> <p>1 土地の地目及び所在地 雑種地 若松区響町二丁目7番2</p> <p>2 土地の面積 3万7,466.51㎡</p> <p>3 売払い予定金額 7億4,558万3,549円</p>	

<p>N o 5 1</p>	<p>損害賠償の額の決定及び和解について</p> <p style="text-align: right;">(病院局総務課)</p>
<p>平成25年8月23日に北九州市立医療センターで入院中の患者の点滴ラインの連結器具を、看護師が誤って抜いたことにより出血を招き、同月24日に患者が死亡した医療事故について、損害賠償の額を決定し、及び和解するもの。</p> <p>1 相手方 北九州市小倉南区 女性 山口県岩国市 女性</p> <p>2 損害賠償の額 2, 476万4, 548円</p> <p>3 和解事項</p> <p>(1) 平成25年8月1日から同月24日までの間の本件事故に係る患者の診療のため、北九州市立医療センターにおいて要した診療費は、北九州市の負担とする。</p> <p>(2) 平成25年9月18日に本件事故に係る患者の診断の証明のため、北九州市立医療センターにおいて要した文書料は、北九州市の負担とする。</p> <p>(3) 北九州市は、相手方に対し、本件事故の損害賠償金として金2, 476万4, 548円を支払うものとする。</p> <p>(4) 北九州市は、本和解成立の日から1箇月以内に、相手方の指定する金融機関の口座に損害賠償金を振り込んで支払う。</p> <p>(5) 北九州市及び相手方は、本件事故に関し、北九州市と相手方との間には、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のな</p> <p style="text-align: right;">(次項に続く)</p>	

(続き)

いことを相互に確認するとともに、それぞれ相手に対して、裁判上又は裁判外において、何らの請求及び異議申立てをしない。

(6) 相手方は、本件事故における患者への医療行為に関与した医師、看護師等に対し、何らの請求をしないものとする。

(7) 本和解の契約書の作成に関する費用は、北九州市の負担とする。

No 52	包括外部監査契約締結について <p style="text-align: right;">(監査事務局第一課)</p>
<p>1 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告</p> <p>2 契約の始期 平成27年4月1日</p> <p>3 契約金額 1,800万円を上限とする額</p> <p>4 費用の支払方法 監査の結果に関する報告の提出後に一括払い</p> <p>5 契約の相手方及びその資格 北九州市八幡東区宮の町二丁目4番6号 富下博文 公認会計士</p>	

No.	件名	要 旨	
平成 26 年 度 予 算 規 模	区 分	補正額の合計	補正後の予算総額
	一般会計	54 億 5,035 万 5 千円	5,519 億 4,475 万円
	特別会計	79 億 1,100 万 1 千円	5,742 億 2,698 万 5 千円
	企業会計	2 億 1,000 万円	1,287 億 1,040 万円
	合 計	135 億 7,135 万 6 千円	1 兆 2,548 億 8,213 万 5 千円
53	平成 26 年度北九州市 一般会計 補正予算について	1 補正額 54 億 5,035 万 5 千円 2 総 額 5,519 億 4,475 万円	
54	平成 26 年度北九州市 国民健康保険特別会計 補正予算について	1 補正額 9 億 2,600 万円 2 総 額 1,200 億 9,787 万 5 千円	
55	平成 26 年度北九州市 競輪、競艇特別会計 補正予算について	1 補正額 45 億 5,300 万円 2 総 額 1,220 億 4,799 万 6 千円	
56	平成 26 年度北九州市 土地区画整理特別会計 補正予算について	1 補正額 0 円 2 総 額 16 億 8,000 万円	

57	平成 26 年度北九州市 港湾整備特別会計 補正予算について	1 補正額 0 円	2 総 額 122 億 9,273 万 3 千円
58	平成 26 年度北九州市 公債償還特別会計 補正予算について	1 補正額 21 億 7,200 万円	2 総 額 2,016 億 8,537 万円
59	平成 26 年度北九州市 産業用地整備特別会計 補正予算について	1 補正額 0 円	2 総 額 12 億 300 万円
60	平成 26 年度北九州市 学術研究都市土地区画 整理特別会計 補正予算について	1 補正額 0 円	2 総 額 33 億 400 万円
61	平成 26 年度北九州市 臨海部産業用地貸付 特別会計 補正予算について	1 補正額 2 億 6,000 万 1 千円	2 総 額 7 億 4,170 万 1 千円
62	平成 26 年度北九州市 下水道事業会計 補正予算について	1 補正額 2 億 1,000 万円	2 総 額 572 億 9,550 万円